

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

1 改正の趣旨

（１）家伝法に基づく動物輸入規制について

- 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第36条第1項においては、同項各号に掲げる物の輸入を原則として禁止しており、家伝法第37条第1項においては、同項各号に掲げる物であって農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）については、その輸入に当たって海外からの家畜の伝染性疾患の病原体の侵入を防止するため、検査証明書又はその写しを添付しなければ輸入してはならないこととされている。
- 指定検疫物については、家伝法第40条又は第41条に基づき、家伝法第36条及び第37条の規定の違反の有無並びに家伝法第5条第1項に規定する監視伝染病の病原体の拡散のおそれの有無について検査を受けなければならないこととされている。

（２）感染症法に基づく動物輸入規制について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第56条の2第1項において、動物又はその死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、感染症の発生又はそのまん延の疑いがないことを明らかにするため、衛生証明書等を添付した届出書を提出しなければならないこととされている。
- 感染症法の届出動物等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）別表第1の第1欄で定められている。同表において、指定検疫物に該当する動物等については、既に家伝法第40条又は第41条の規定に基づく検査を受けていることから、届出動物等の範囲から除外されている。

（３）家伝法改正を踏まえた感染症法施行規則の改正について

- 今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）において、家伝法第36条及び第37条がそれぞれ家畜伝染病の侵入防止のために独立して機能していることを正確に規定し、それを表すため、家伝法第36条の規制対象物品のうち、同条第1項第1号に掲げる物について「指定禁止物」との名称を付す改正を行うこととされた。また、この改正に伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）においても、同令第45条第8号を削除し、指定検疫物から、家伝法第36条第1項ただし書の許可を受けて輸入する物を除くこととされた。一方で、家伝法第36条第1項ただし書の許可を受けて輸入する物であって届出動物等に該当するものについては、引き続き、家伝法第40条又は第41条の規定に基づく検査を実施することから、従前どおり届出動物等から除外するため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

感染症法施行規則別表第1において、同表に掲げる届出動物等から指定検疫物を除くこととしているところ、改正法により、指定検疫物の定義から家伝法第36条第1項ただし書の許可を受けて輸入する物が除かれることに伴い、除外対象について、「指定検疫物」に加えて「第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物」を規定することとする。

3 根拠法令

- 感染症法第56条の2第1項

4 施行期日等

公布日：令和8年6月29日

施行日：改正法の施行の日（令和8年7月1日）